

新型インフルエンザ（A／H1N1）ワクチンの 接種について ー受託医療機関の皆様へー

新型インフルエンザワクチンの接種については、ワクチンの供給が順次行われることから、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保することという目的に照らし、優先的に接種する対象者の範囲、それぞれの接種順位や接種開始時期を設定しています。

また、新型インフルエンザ予防接種事業におけるワクチンの接種に係る業務は、国との委託契約により医療機関の皆様を実施いただいているものです。

つきましては、新型インフルエンザワクチンの予防接種の目的を踏まえた適正な実施を確保するため、優先接種の順位や優先接種対象者ごとの接種開始時期に従い、優先接種対象者であることを確認のうえ、接種を行っていただくなど、適正な接種を行っていただくよう、よろしくお願いいたします。

新型インフルエンザ予防接種業務委託契約書（抜粋）

（委託業務）

第二条 甲は、新型インフルエンザ予防接種事業におけるワクチンの接種に係る業務の実施を乙に委託するものとし、乙はこれを受託するものとする。

2 乙は、前項において受託した接種を行うに当たっては、甲が定める「新型インフルエンザ（A／H1N1）ワクチンの接種に関する事業実施要綱」及び「受託医療機関における新型インフルエンザ（A／H1N1）ワクチン接種実施要領」の規定を遵守するものとし、甲の指導の下に当該業務を行う。

（ワクチンの利用目的の制限）

第四条 乙は、ワクチンを、新型インフルエンザ予防接種事業以外に利用してはならない。

（解除等）

第九条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- 一 乙がこの契約に違反したとき
- 二 乙の委託業務の実施が不相当と甲が認めたとき
- 三 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき

2 前項第二号及び第三号に掲げる事由に該当したためこの契約が解除されたときは、乙は、甲に、残余ワクチンの購入費用、得べかりし利益その他一切の補償を請求することができない。

（関係法令の遵守）

第十条 甲及び乙は、新型インフルエンザ予防接種事業の実施に係る業務を行うに当たっては、関係法令等を遵守するものとする。